

## 「とっとりリアル・パビリオン」PR資材作成業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する「とっとりリアル・パビリオン」PR資材作成業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

「とっとりリアル・パビリオン」PR資材作成業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

「とっとりリアル・パビリオン」を、鳥取県の観光魅力をリアルに体感することができる巨大テーマパークと位置づけ、大阪・関西万博中のみならず、万博後の観光誘客にもつなげるためのPR資材を作成することを目的とする。

### 3 とっとりリアル・パビリオンの概要

鳥取県を一つの大きな「巨大テーマパーク」と見立て、パーク内に7つのパビリオンを展開し、体験・食・催事などのコンテンツを「アトラクション」として情報発信し、来県者に県内周遊を楽しんでもいただくもの。

①アドベンチャー	砂丘アクティビティ、シーカヤック、SUP、大山登山、浦富海岸島巡り遊覧船、サイクリング ほか
②食 パラダイス	松葉がに、鳥取和牛、二十世紀梨、牛骨ラーメン、白バラ牛乳、とうふちくわ、日本酒 ほか
③まんが王国	水木しげる記念館、青山剛昌ふるさと館、鳥取砂丘コナン空港、米子鬼太郎空港 ほか
④アート王国	県立美術館、鳥取砂丘・砂の美術館、植田正治写真美術館、本池美術館 ほか
⑤レトロ・スピリチュアル	三徳山三仏寺投入堂、金持神社、大山寺、石谷家住宅 ほか
⑥温泉・ウェルネス	皆生温泉、三朝温泉、森林セラピー体験、砂丘ヨガ、白壁土蔵群まち歩き ほか
⑦弥生の王国	むきばんだ史跡公園、青谷かみじち史跡公園 ほか

### 4 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日から令和7年3月14日までとする。

### 5 業務内容

#### (1) 「とっとりリアル・パビリオン」のパンフレット等PR資材制作

ア 「とっとりリアル・パビリオン」を効果的に発信するPR資材（パンフレット、ポスター等）を制作し、下記納品期限までに、甲が指定する場所に納品すること。

なお、のぼりについては版下のみ作成とする。

制作物	サイズ等	数量	①納品時期、②納品場所
ポスター	B2、カラー、コート135kg	600枚	①令和6年8月下旬納品、②約300か所
	B1、カラー、コート135kg	400枚	
パンフレット	A3二つ折りA4仕上げ、カラー、マットコート110kg	7万部	①令和6年8月下旬納品、②約300か所
のぼり版下	縦1,800mm×横450mm	—	①令和6年8月20日、②観光戦略課

イ PR資材には、ロゴマークやキービジュアル等をデザインし、使用すること。また、今後英語版を作成する可能性もあることから、それを踏まえたデザインとすること。

ウ PR資材のデザインは、これまでの「とっとりリアル・パビリオン」のホームページ (<https://tottoreal-pavilion.jp/>) のイメージを一新し、テーマパークを広報するように、明るく、楽しそうで、興味心をそそられるようなイメージとすること。

エ まんが王国関連は、別途監修協議が必要であることから、甲が提供する画像を使用するものと

- し、甲が指定する日までに校了前のデザインデータを甲へ提出すること。
- オ PR資材に掲載する内容やデザイン等は、甲・乙双方で協議の上で最終決定する。
- カ 版下データおよびPR資材に使用したロゴマークやキービジュアル等のデータは、a i ファイル、J P G ファイル、P D F ファイルの形式でC D - R 等の媒体に収め、令和6年8月20日(火)までに鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課へ納品すること。
- キ パンフレットの構成内容は、2及び3の内容に合致するものとし、概ね次のとおりとする。

項目	内容 (例)	頁数 (目安)
(ア) 表紙	タイトル、キャッチコピー、ロゴマーク、3の①～⑦のイメージ画像等	1
(イ) 観光情報	鳥取県のマップ、3の①～⑦の詳細説明等	2
(ウ) 裏表紙	鳥取県へのアクセス方法、問い合わせ先一覧、ホームページQRコード等	1

- ク 印刷業務については、原則、鳥取県内の印刷会社に発注すること。
- ケ 印刷物の色校正は2回以上行うこととし、制作物のデータ一式も併せて納品すること。
- コ 本業務の制作物は、原則、事前の連絡なく二次利用できるものとする。また、二次利用に必要なとなる簡易な変更については、原則、本業務内で対応する。
- (2) (1)に掲げる業務のほか、これに付帯する業務を行う。

## 6 成果物の提出

提出する成果物は次のとおりとする。

- (1) PR資材の完全版下及びデザインに使用したロゴマークやキービジュアル等のa i データと汎用データ原稿(パソコンで閲覧・出力等汎用が可能な画像ファイルに加工したもの)を収めたC D - R 等の媒体(2部)
- (2) 上記(1)を紙に出力したもの(1部)

## 7 留意事項

- (1) デザイン原案の軽微な修正について

- ア この公募型プロポーザルにおけるデザイン原案(以下「本制作物」という。)については、受託者選択のためのものであり、受託者決定後、甲と乙との協議により軽微なデザイン修正が生じる可能性があること。
- イ 上記の場合の修正経費は本業務に係る委託料に含むものとする。

- (2) 権利関係

- ア 使用するイラスト、写真等に係る権利関係の整理、その付随する手続きは、乙が行うこと。
- イ 乙は、本制作物のデザイン及びキャッチコピー等の著作権(二次的著作物に関する権利を含む)を甲に譲渡すること。
- ウ 本業務に関する成果物の所有権は、原則として甲に帰属する。
- エ 本制作物の使用者は、甲及び甲が使用を認めた者とする。
- オ 甲及び甲が使用を認めた者は、本制作物の内容・表現に若干の変更を加え(図版の改訂、拡大・縮小、色調の変更等も含む)、W E B その他の媒体を利用したP R に利用する場合があること。
- カ 甲は本制作物を利用するにあたって、著作者の表示をしない。

- (3) その他

- ア 本業務を達成するために必要な一切の経費は、乙の負担とする。
- イ 本業務の遂行にあたっては、甲と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。
- ウ 甲は、本業務が完全に履行された場合に委託料を払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なったりした場合には、委託料の全部または一部を払わないので、あらかじめ注意すること。
- エ 乙は再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前

に甲に報告し承認を得た場合はこの限りでない。

- オ 乙は本業務に必要な情報や知り得た情報等について、この本業務以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- カ 乙は本業務を行うために甲から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- キ 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。
- ク 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- ケ 乙は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。乙は、エの規定により本業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- コ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。